④　高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的，資料の種類に応じて，適切に読むことができる水準に達し，知的興味に応じ，一層幅広く，多様な読書ができるようになる。

Ⅱ　家庭における取組

（１）家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり，読書が生活の中に位置付けられ，継続して行われるよう，推進法第６条にも規定されているとおり，子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して，子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また，家庭における読書は，一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち，絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため，家庭においては，読み聞かせをしたり，子供と一緒に本を読んだり，図書館に出向いたりするなど，工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また，定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり，読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど，読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

（２）家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう，学校，図書館，市町村保健センター，民間団体，民間企業等の様々な機関が連携・協力して，必要な支援が行われることが重要である。

具体的には，保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催，家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供，お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し，国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ，読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され，家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また，乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者

に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や，家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで，本を媒介として相互理解を深め，家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが，これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

Ⅲ　地域における取組

１　図書館

（１）図書館の役割

子供にとって，図書館は，その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し，読書の楽しみを知ることができる場所である。また，保護者にとっても，子供に読ませたい本を選択したり，子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会，お話（ストーリーテリング），講座，展示会等を実施するほか，子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供，それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており，地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は，引き続き，図書館において充実させていくことが求められている。

さらに，図書館は，図書館法及び「望ましい基準」等に基づき，地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

（２）図書館における読書を支援する取組

①　図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには，子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では，市町村は，住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう，市町村立図書館及び分館の設置に努めることや，都道府県は，市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成 27 年現在 3,331 館であり，昭和